

滋賀大学経済学部ワーキングペーパー第二七〇号（二〇一七年八月）

伊藤本店店法則

宇佐美 英機

伊藤本店店法則

宇佐美英機

はじめに

本稿は明治二十六年（一九一三年）一月十二日に制定された伊藤本店の店法則について、素案がどのように規定され、それがどのように修正されていったのか、その過程を明らかにできる原史料を翻刻するものである。

本稿が取りあげる伊藤本店店法則の清書は、かつて『伊藤忠商事100年』（伊藤忠商事株式会社、一九六九年）に「店法」と題して翻刻されている（五四三〜五四四頁）。その際に「店法ノ 漢字書体 カナズカイ 句読点ナドワ デキルダケ 原文ドオリト シタ」と注記されているが、本稿で翻刻したように冒頭の「店法則趣意」の原文は、漢字、（変体）かな、カタカナ混じりであって、必ずしも正確な翻刻ではない。また、一部の文字は誤読（誤植）されている。また、『丸紅 前史』（丸紅株式会社、一九七七年）においても同史料が「伊藤商店店法」と題して翻刻されている（一九九〜二〇一頁）が、誤読（誤植）も同様に見られる。ただ、「店法則趣意」は漢字、ひらがなで記され、原文にはない改行が施されている。両社とも同一の史料から翻刻したことは、いずれの社史にも原史料の写真が掲載されていることから明らかであるが、清濁文字についても必ずしも原文通りではないのである。しかし、両社史が参考資料の第一にこの店法則を翻刻・掲載しているように、伊藤忠兵衛家の事業経営において、この店法が重要な意義を有していることは間違いないことである。

これまでの研究においては、当該店法則は右の両社社史に収録された清書のみが拠るべき史料であったが、二〇〇三年夏に発見された伊藤忠兵衛家伝来の史料群の中に、この店法則の素案とそれに加筆・削除している史料が存在していることが判明した。その素案として書かれた条文には、複数の人物による加筆・削除の手が入っており、最終的に清書に至る過程が明らかにできるのである。それゆえ、この店法則の制定条文が最初にどのような書かれ、それがどのように修正され清書に至るのかという過程を改めて検討することにより、伊藤忠兵衛家の事業経営における組織や理念が明治二十六年一月十二日時点で如何に確立したのかを明らかにできるであろう。また、明治二十六年一月に制定された店法則が、その後改訂されたのかどうか、改訂されたとすれば何時、どのような条文であったのかについては不明であったが、清書には書き継ぎ部分が存在したことも明らかとなり、事業の沿革を解明する上で重要な論点を提供することになろう。

もとより本稿は、あくまでもこれまで未知の原史料翻刻を優先するものであり、内容の分析については別の機会に行うことにするが、それぞれの関心から多くの方々を利用していただければ幸いである。

なお、これらの史料原本は「伊藤忠兵衛家文書」として伝来しているため、清書冊子の部分写真が丸紅・伊藤忠商事の社史に掲載されていることは、両社の社史編さん時に一時的にこの原本が伊藤家から貸し出されたものと推測できる。しかし、その際には素案は閲覧されなかったと思われる。また、両社に伝来する史料のなかにも、この店法則の写しが

存在するが、それが清書から直接筆写されたものなのか、別の史料が存在したのか、あるいは何時の時点で筆写されたのかなど、現時点では判明しない点が多く残されている。

ともあれ、本稿では左記の凡例に従って史料を翻刻したが、原史料については稿末に簡単な解題を記したので参照されたい。

凡例

一 本稿は、滋賀大学経済学部附属史料館が保管する「伊藤忠兵衛家文書」のうち、「伊藤本店々法則」「伊藤本店法則清書(仮称。以下、清書と略記する)」を翻刻したものである。

一 「伊藤本店法則素案」(以下、素案と略記する)は、最初に染筆された条文を翻刻したものである。

一 「伊藤本店法則二次案」(以下、二次案と略記する)は、素案に加筆・抹消を加え修正した条文を、素案の体裁を元に復元したものである。

一 右に記した「素案」「二次案」は、翻刻にあたって便宜的に名付けたものであり、二次案を書き直し最終的な清書に至る間に「三次案」が存在した可能性を否定できないが、現時点ではそれらしきものを確認できないため、「二次案」に留めた。

一 素案の修正には複数の人間関わったことは、加筆・抹消の修正が鉛筆・墨筆・朱筆で行われていることから明らかであるが、それらの区別は表記しなかった。

一 翻刻にあたっては、漢字は原則として常用字体を用い、それがないものは正字を用いた。変体仮名、異体字・合体字などはすべて現行の字体に改めた。

一 翻刻は原本の体裁を重んじたが、読解の便を考えて、読点を施したほか、左記の諸点を改めた。

(1) 素案に傍線を施した字句は、二次案で修正された箇所を示す。

(2) 二次案のゴチック体にした字句は、素案を修正した字句、新たに加筆された条文である。

(3) 二次案の右側に傍点(・)を施した字句は、修正時にいったん記されたが、抹消されて別の字句に書き改められた箇所である。

(4) 二次案の右側に傍点(、)を施した字句は、清書において修正された箇所である。

(5) 清書でゴチック体にした字句は、清書時において修正されたものである。

(6) 誤字・宛字・脱字の箇所は、その字の右側に(ママ)・(何脱カ)などと注記した。

【伊藤本店店法則素案】

(帶封ウハ書)

一 廿六年

店法下書在中」

(表紙)

一 伊藤本店々法則

店法則」

店法則趣意

抑この店法則は這たび事新らしく創定したるものならず、從來業務上実地に行ひ来りたる事柄を列記したるまでにして、畢竟業務の根柢を確定し、以て他日の遺志に備えんとの本意に過ぎざるなり、我も追々年老に及び従ふて店務を欠くこともあり、且は店員も次第に増加を来たし、自然其間には種々の弊を生じ、遂には店員の権利義務をも紊るに至らんかの杞憂を抱き、かた／＼この法則を発表するに至りたるものなれば、支配役を始め店員一同之を熟読して其意の在る所を諒知ありたし、凡商業者の貴む所ハ機敏に在り、然れども多数の店員相提携して業務を採る本業の如きは、殊更和合の大切なることを忘るへからず、諺にも合して立ち離れて倒るといふことあり、よく／＼味ふべき言なり、蓋し和合とは主従心を一にして二心なく、誠意を以て相互の利益を計り、同輩協力して業務に精勤し、親睦を旨として偕に善を勧め、悪を責むる事をいふなり、我は業務上従来店員に重きを措けば、其望む所も亦従ふて切なり、依つて今、其一、二を述へむ

一 四恩を思ひ、以て立身出世の志を励ますべし

一 主家に忠実の心を常に忘るべからず、忠実の心とは公正にして私曲なきを云ふなり

一 礼儀を重んじて殊に主従の礼節を明かにし、店員同輩に在ては長上を敬ひ、下弟を愛し、

最も顧客に対してハ尊敬を厚ふし、己を卑ふすることを勉むべし

一 質素の心掛け篤きものは、多くハ勤勉の心篤きものなり、若し奢侈シヤビに流るゝときハ、不

知／＼怠惰となり、軽薄に陥り、遂ニ卑劣の心を生ずるに至る、依て修業中は勉めて浮

華を誡め、常に勤儉の徳を養生すべし

一 品行を慎まされば酒色の為めに身を誤ること多し、深く恐るべき事なり、此件に就きて

は特に嚴重に之を誡め置なり、且顧客得意先を同行して青楼アヲに越トくなどのことは、開店

の始より最も厭忌したる箇条なれば、深く其意を諒知あるべし

店法則

第一章 主人、本家

一 主人ハ本店及ヒ各店ヲ監督ス

一 主人ハ店法則ヲ定メ、又ハ其訂正ヲ為ス

一 主人店法則ノ訂正ヲ為ストキハ、支配人以下三名若シクハ五名ノ協賛ヲ以テス

一 主人ハ店諸帳簿ヲ檢閲シ、又ハ檢印ヲ捺スコトアルベシ

一 主人ハ時々臨時相談会ノ開会ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 主人ハ店役ノ内支配役・支配次役及ヒ一等商務役ヲ指定ス
- 一 主人ハ武州・上州ノ常務仕入役ヲ指名ス
- 一 但、臨時出張ハ支配役及ヒ支配次役合議ノ上定ムルモノトス
- 一 本家ハ店員ノ備入ヲ為シ、之ヲ本店各店ニ勤務ナサシメ、及ヒ解備ノ終局ヲ為ス
- 一 本家ハ別家ノ事ニ關係ス
- 一 本家保護役、又ハ本家會計役ヲ置クハ本家内則ノ定メ有ルモノトス
- 第二章 店役名目、及役務
- 一 店役ノ名目ヲ顧問役・支配役・支配次役・一等商務役・二等商務役・三等商務役・書記役・商務役補・一等小役・二等小役トナス
- 一 顧問役・支配役・支配次役及ビ一等商務役ヲ重役トス
- 一 重役ハ諸事取締ノ責任ヲ有ス
- 一 顧問役ノ義務ハ本家内則ノ定ムル所ニ依ル
- 一 支配役ハ我カ義務ヲ全フシ店法則ノ定ムル所ニ依リ店務ヲ総理ス
- 一 支配役ハ本家係リノ會計ニ従事ス
- 一 本家ノ會計トハ本店ニ於テ本家ノ事務ヲ取扱モノナリ
- 一 支配役ハ記録ノ事務ヲ担当シ、又ハ書記ヲシテ之ヲ代理セシム
- 一 支配役ハ每一ケ年ノ統計ノ主任トナリ書記又ハ其技能アル者ヲシテ之ヲ編成セシムヘシ
- 一 支配役ハ店員ノ品行上其処分ヲ要スル場合ニ於テハ、之ヲ本家ニ通告シテ其処分ヲ伺ヒ出テ、又ハ事宜ニ由リテハ直ニ其実家又ハ本家ニ送り帰サシムルノ処分ヲナスベシ
- 一 支配役及ビ重役ハ子供傭入等ノ事ニ關係注意スルノ義務有ベシ、但本家ノ承諾ヲ經ズシテ之ヲ傭入ルコトヲ得ズ
- 一 支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月二十日迄ハ、重要ノ店用ヲ処理スル為メ特ニ在店ヲ要ス
- 一 不得已事情アル時ハ此限ニアラズ
- 一 支配役ハ新帳簿ヲ製スルコトヲ引受ケ、及ヒ新帳簿ノ口取ヲ指揮ス
- 一 支配役及ヒ支配次役ハ不在店中ノ諸來狀ヲ皆閱シ、又證書類及ヒ書狀ノ方付ヲ自ら為スベシ
- 一 支配次役ハ常ニ支配役ヲ補佐シ、支配役事故アルトキハ之ニ代リ、支配役在務ノトキハ商務役ノ運動ヲナスベシ
- 一 商務役ハ売買ヲ専務トシ、常ニ重役トノ協議ヲ厚クスベシ
- 一 商務役ハ尋常外ノ事ヲ専断ヲ以テ行フベカラズ、必ズ重役ト協議ノ上、之ヲ為スベシ
- 一 商務役ハ會議ノトキ意見ヲ充分ニ吐露スベシ
- 一 商務役補ハ重役及商務役ノ指図ニ応ジ売買其他小役ノ事務ヲ為スベシ
- 一 書記役ハ大會議ニ定ムル役務ヲ為シ、又支配役ノ意見ニヨリ外役ヲ兼務スベシ
- 一 小役ハ総テ上役ノ指図ニ從ヒ其務ヲ為シ、且常ニ商務見習ノ心ヲ持ツベシ
- 第三章 店會議
- 一 店會議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ
- 一 店會議ハ主人及ヒ顧問役何時ニテモ出席シ得ル為メ、各其席ヲ設ケ置クベシ
- 一 店會議ノ議員ハ商務員以上ヲ以テ定議員トナス
- 一 但シ、書記役及ヒ商務役補ノ内ヨリ議員ニ加フルコトヲ要スルトキハ、主人及ヒ重役

合議ノ上、之ヲ指名スベシ

一 會議員姓名ハ年々會議帳ニ記載スベシ

一 大會議長ハ主人ヲ以テス、主人事故アルトキハ顧問役又ハ支配役ヲ以テ之ニ代ラシム

一 小會議長ハ支配役ヲ以テス、支配役事故アルトキハ重役ノ内ヲ以テ之ニ代ル

但、主人及顧問役ノ在店中ハ會議ヲ開クコトヲ、当日又ハ前日ニ知ラシムベシ

一 大會議ハ一月・七月ノ二回トス

但、店卸勘定決算後トス

一 小會議ハ毎月初三日内ヲ定日トス

一 臨時会ハ主人ノ命ニヨリ、又ハ支配役ノ申立ニヨリ之ヲ開クモノトス

但シ、議員ノ内ヨリ臨時会ノ必要ヲ感ズルトキハ、主人又ハ支配人ニ申出ヅベシ

一 大會ハ商業ノ方針ヲ図リ改良ヲ為シ、及ヒ店員事務役割ヲ定ムルヲ以テ目的トス

一 小会ハ当月ノ商況及ヒ売上ケ見込ヲ予定シ、買入方ノ進退又ハ出張帰店ヲ協議シ、之ヲ
当務者ニ報告シ、兼ネテ売方得意ノ良否、持品ノ数量、売直段ノ正当ヲ議スルヲ以テ目
的トス

一 大會議ノ終ニ在テ店中ヲ會シ事務割ヲ報告スベシ

一 前条ノ事務割ヲ承諾シ難キ事故アルモノハ、其理由ヲ重役ニ申シ出デ、出役ハ合議ヲ以
テ之ヲ変換スルコトアルベシ

一 小會議ニ在テハ店中心得置ベキ事柄ハ、會議終テ店中ヲ會シ、之ヲ重役ヨリ知ラシムベ
シ

一 大會・小会共書記ヲシテ會議帳ニ議事ヲ記録セシムルモノトス

第四章 會計

其一 店卸勘定

一 店卸勘定ハ毎年十二月三十一日ヲ以テ定期トス

一 仮店卸勘定ハ七月卅一日ヨリ三十一日マデノ間ヲ定期トス

一 店卸勘定ハ従来仕来リノ如クニシテ、現在貸借有品現金及有品貸金ニ対スル準備金等ヲ
付立差引為シ、当期ノ純損益ヲ頭ハシ、而シテ第三章其三純益割合ヲ為スモノトス

一 考課状(損益精算勘定)ハ、買入高・売上高ヲ対照シ、其損益ヲ見、而シテ本家利子勘定、
各利子勘定、年賦収入勘定、雑勘定、雑費勘定、貸金ニ対スル準備金・持品準備金等ヲ
差引、純損益ヲ頭ハスモノトス

一 但シ、此考課状ト店卸勘定ト若対照セザルトコトアルトキハ、猶再三審査スルヲ要ス
ルモノトス

其二 資本金及利子法

一 今回、資本金ヲ増額一定シ、更ニ利子法ヲ左之通り改正ス

一 ケ年 四朱以上六朱以下トス

一 前条ニ定ムル所ノ利子ハ金融ノ緩急ニ依リ、右範圍内ニ於テ主人之ヲ定ムルモノトス

其三 店卸勘定純益割合

一 純益高十分ノ五ヲ本家ニ納メ、十分ノ三ヲ本店積立金トナシ、十分ノ二ヲ店員配当トナ
ス

一 右本家分ハ一月限り納付スルモノトス

但シ、右期限ニ納付セザルトキハ当座營業利子ヲ付スモノトス

一 店積立金ハ無利子ニテ本店ニ積立置モノトス
但シ、店卸勘定損失ヲ生スルトキハ、其損失高ヲ積立金ノ内ヨリ特ニ償還スルモノトス

一 店員配当ハ第五章ニ定ムル者トス

第五章 店員勘定

一 第四章其三店員配当高ノ内、三分ノ二以上ヲ毎年配当シ、残額三分ノ一以下ヲ配当ナサズシテ、之ヲ本家ニ積立置クモノトス

一 右毎年配当金ヲ別家格ノモノハ其都度証書ヲ与へ、其金額ニ対シ年幾分ノ利子ヲ付シ、別家積立名目ノモノハ別ニ証書ヲ与へズ、利子ヲ付セズ、只店員勘定帳ニ記シ置ノミ

一 残額積立金ハ後年ニ至リ勤務中ノ難易厚薄ニ応シ特別配当スルモノトス、又別家格ヲ備フル者ト雖モ、毎年ニハ配当ヲ為サズ

一 前二条ノ配当割合ハ主人之ヲ為スモノトス

一 別家格ノ者ハ整理公債証書ヲ所有スルモ任意トス、株券又ハ貸金ヲ為スニハ本家ノ許諾ヲ經ズシテ随意ニナスヲ得ス

一 重役及別家・別家格ノモノハ百円以上貳百円以下ノ手当金ヲ与フヘシ

一 別家格ノ衣類及ヒ交際費ハ各自弁トス

一 出世店員ハ商務役若クハ商務役ノ中ヨリ別家積立金配附ニ加名ス

一 出世店員ハ正当ノ理由ニ依リ借入金ヲ要スルコトアルトキハ、之ヲ本家ニ申出ツルコトヲ得

一 出世店員中前項ノ借入金ヲ為シ置クトキハ、別家若クハ別家格トナルノ際、一応勘定ヲ為スベシ

一 出世店員ニハ給料ヲ附セズ、必要失費ノ補助金トシテ年三拾円以下ヲ給ス

一 出世店員ノ衣類ハ店費ヲ以テ之ヲ支給ス、但シ身分相応ノ制限アルベシ

但シ、都合ニヨリ金額ヲ給シ各自弁セシムルコトアルベシ

一 有給庸人ハ年給トス

一 年給及ヒ出世店員ノ補助金ハ、毎年未差引帳ニテ勘定スルモノトス

一 年給ハ高給ヲ附セス、勤務ニ応ジテ給料外ノ賞与トシテ店員配当金ノ内ヨリ分配ス、此配当金ハ成ル可ク積立置ヲ可トス

一 有給員ノ衣類及ヒ交際費ハ各自弁トス

一 店員若シ不正不忠ノ所行アルトキハ、積立配付金渡シ方ニ干係スルコトアルベシ、又事柄ニ依リテハ積立金・預リ金ヲ没収シ、尚ホ店ノ損害トナルベキ分アルトキハ、特ニ之ヲ要求スルコトアルベシ

第六章 禁止

一 主人若クハ支配役ノ承諾ヲ經ズシテ宿泊ヲ要スベキ他行ヲ為スコトヲ禁ス

一 店員各己ノ名義ヲ以テ売買及ヒ金錢ノ取引ヲ為スコトヲ禁ズ

但シ、都合ニヨリテハ店員ノ自宅ニテモ売買ヲ為スアルモ亦同ジ

一 店員ニ宛タル店用外ノ来信ハ、他人之ヲ開封スルコトヲ禁ズ

但、事故アリテ披見スルモノト認ムルトキハ、支配役ニ限り之ヲ開封スルコトヲ得ルモ、其文意ハ他ニ洩スコトヲ得ズ

一 主人ニ宛テタル書状ト雖モ前条ニ同シ

一此店法則ハ秘密ヲ要スルモノナレバ、店員外ノ者ニ披見ヲ許サズ、又他人ヲシテ之ヲ知ラシメザル様注意スベシ、店員ト雖モ之ヲ謄写セントスルトキハ、必ズ主人ニ承諾ヲ經ベシ

補則 其一

式日、及保養、席順

一休日

一月三ケ日

神武祭

天長節

氏神祭

一祝日

年始祝

戒講

一店員保養

角力一度

納涼一度

一祝宴ノ席順ハ概ネ役目ノ順序ニ依ルモノトス

但シ、他出ノ際ハ年長ヲ重ンジ、少年者ハ謙退ノ美風ヲ存スベシ

其二 店員帰宅心得

一店員帰宅ヲ為サントスルトキハ、主人又ハ支配役ニ申出、其承諾ヲ經ベシ

但シ、主人ニ承諾ヲ得ルトモ尚支配役ニ申出、店ノ都合差支無キヤ否ヤノ承認ヲ經ルヲ可トス

一店員帰宅ヲ申出ルモ支配役ニ於テ都合又ハ其事故ノ輕重ニ依リ、之ヲ拒ムコトヲ為ス支配役ニ於テ店員ノ帰宅ヲ許諾シタルトキハ、速ニ之ヲ主人ニ通知ス可シ

但、支配役ノ帰宅ヲ為サントスルトキハ、尤モ前以テ主人ニ通知シ置クモノトス

一東国仕入係、其他出張員往復ノ際、便宜ニ依リ自宅ニ立寄り一泊ヲ為スコトアルトキハ、直ニ当人ヨリ信書ヲ以テ本家ニ通知スベシ

但シ、本家へ出頭スルモノハ此限りニ非ス

一前条自宅ニ立寄りヲ為スモノハ、出立ノ際又ハ帰店ノ際、之ヲ支配役ニ届出ベシ

其三 文通心得

一取引先へノ文通ニ店員ノ署名ヲナストキハ、姓ヲ省キ名ノミヲ記ス可シ

一店員相互ト雖モ商用文通ニハ共ニ姓ヲ省キ名ノミヲ用フベシ

但、商用外ハ姓名ヲ記ス可キ者トス

一店員ヨリ主人ニ通信スルトキハ、単ニ主人ト記シ、店員ハ我姓名ヲ記スヲ可トス

其四 仕入役心得

一仕入ハ産地ノ直取引ヲ旨トシ、出張員ハ成ルベク製造人ヨリ買入ルヲ可トス、殊ニ武甲係リハ甲斐都留郡ノ産物ヲ八王子ニ於テ買入為スコトヲ得ズ、其他各地ノ仕入役モ此意ニ依ルモノトス

其五 店法則増補

一此店法則ヲ将来増補修正スルコトアルトキハ、必ズ此帳ノ余白ニ之ヲ記載シ、若シ余白無キトキハ他紙ヲ綴リ加へ、其綴目ニ主人及ヒ支配役ノ認印ヲ捺シ置ベシ

其六 店員承諾之証

一店員ハ此店法則ヲ承諾シ遵守為スノ証ヲ連署シ、之ヲ主人ニ納メ置クモノトス

明治二十六年一月

主人	姓名
支配役	姓名
支配次役	姓名
一等商務役	姓名

.....

【伊藤本店店法則二次案】

店法則趣意

抑この店法則は這たび事新らしく創定したるものならず、從來業務上実地に行ひ来りたる事柄を列記したるまでにして、畢竟業務の根柢を確定し、以て他日の遺志に備えんとの本意に過ぎざるなり、我も追々年老に及び従ふて店務を欠くこともあり、且は店員も次第に増加を來たし、自然其間には種々の弊を生じ、遂には店員の権利義務をも紊るに至らんかの杞憂を抱き、かた／＼この法則を発表するに至りたるものなれば、支配役を始め店員一同之を熟知して其意の在る所を諒知ありたし、凡商業者の貴む所ハ機敏に在り、然れども多数の店員相提携して業務を採る本業の如きは、殊更和合の大切なることを忘るへからず、諺にも合して立ち離れて倒るといふことあり、よく／＼味ふべき言なり、蓋し和合とは主従心を一にして二心なく、誠意を以て相互の利益を計り、同輩協力して業務に精勤し、親睦を旨として偕に善を勧め、悪を責むる事をいふなり、我は業務上從來店員に重きを措けば、其望む所も亦従ふて切なり、依つて今、其一、二を述へむ

一 四恩を思ひ、以て立身出世の志を励ますべし

一 主家に**常に忠実の心**を忘るべからず、忠実の心とは公正にして私曲なきを云ふなり

一 礼儀を重んじて殊に主従の礼節を明かにし、店員同輩に在ては長上を敬ひ、下弟を愛し、最も顧客に対してハ尊敬を厚ふし、己を卑ふすることを勉むべし

一 質素の心掛け篤きものは、**必ず勤勉の心**篤きものなり、若し奢移（ママ）に流るゝときハ、不知／＼怠惰となり、軽薄に陥り、遂ニ卑劣の心を生ずるに至る、依て修業中は勉めて浮華を誡め、常に勤儉の徳を養成すべし

一 品行を慎まされば酒色の為めに身を誤ること多し、深く恐るべき事なり、此件に就きては特に嚴重に之を誡め置なり、且顧客を同行して青楼に赴くなどのことは、開店の始より最も厭忌したる箇条なれば、深く其意を諒知あるべし

店法則

第一章 主人、本家

- 一 主人ハ本店及ヒ各店ヲ監督ス
- 一 主人ハ店法則ヲ定メ、又ハ其訂正ヲ為ス
- 一 主人店法則ノ訂正ヲ為ストキハ、支配人以下三名若シクハ五名ノ協賛ヲ以テス

(二) 脱也

主人ハ時勢ノ変遷ト商權況ノ盛衰ニ応シ度合ヲ斟酌シ適宜資本額ノ増減ヲ成スモノトス

一 主人ハ店諸帳簿ヲ検閲シ、又ハ検印ヲ捺スコトアルベシ

一 主人ハ時々臨時相談会ノ開会ヲ命ズルコトアルベシ

一 主人ハ店役ノ内支配役・支配次役及ヒ一等商務役ヲ指定ス

一 主人ハ武州・上州ノ常務仕入役ヲ指名ス

但、臨時出張ハ支配役及ヒ支配次役合議ノ上定ムルモノトス

一 本家ハ店員ノ傭入ヲ為シ、之ヲ本店各店ニ勤務ナサシメ、及ヒ解傭ノ終局ヲ為ス

一 本家ハ別家ノ事ニ關係ス

一 本家保護役、又ハ本家會計役ヲ置クハ本家内則ニ定メ有ルモノトス

第二章 店役名目、及役務

一 店役ノ名目ヲ支配役・支配次役・一等商務役・二等商務役・三等商務役・書記役・商務役補・一等小役・二等小役・三等小役トナス

一 前条ノ役目外ニ顧問役ヲ置コトアルヘシ

一 顧問役ハ高尚至高ノ役目ニシテ、其義務役務ハ特ニ本家内則ニ定ムルモノトス

一 支配役・支配次役及ヒ一等商務役ヲ重役トス

一 重役ハ諸事取締ノ責任ヲ有ス

一 支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ店務ヲ總理ス

一 支配役ハ本家係リノ會計ニ従事ス

一 本家ノ會計トハ本店ニ於テ本家ノ事務ヲ取扱モノナリ

一 支配役ハ店員ノ品行上其処分ヲ要スル場合ニ於テハ、之ヲ本家ニ通告シテ其処分ヲ伺ヒ出テ、又ハ事宜ニ由リテハ直ニ其実家又ハ本家ニ送り帰サシムルノ処分ヲナスベシ

一 支配役ハ店員中病患者等出来ノ際ハ、特ニ懇切注意ヲ加ヘ、猶其輕重ニ依リ本家ニ通知スベキ者モノトス

一 支配役ハ新帳簿ヲ製スルコトヲ引受ケ、及ヒ新帳簿ノ口取ヲ指揮ス

一 支配役ハ重要ナル記事ヲ担任シ、又毎年度ノ統計主任トナリ、適任者ヲシテ之ヲ編成セシムヘシ

一 支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月二十日迄ハ、重要ノ店用ヲ処理スル為メ特ニ在店ヲ要ス

不得已事情アル時ハ此限ニアラズ

一 支配役及ヒ重役ハ店員傭入等ノ事ニ關係注意スルノ義務有ベシ、但本家ノ承諾ヲ經ズシテ之ヲ傭入ルコトヲ得ズ

一 支配役及ヒ支配次役ハ不在店中ノ諸來狀ヲ皆閱スヘシ

一 支配次役ハ常々支配役ヲ補佐シ、支配役事故アルトキハ之ニ代リ、支配役在務ノトキハ商務役ノ運動ヲナスベシ

一 商務役ハ売買ヲ専務トシ、重要ノ事ヲ専断ス可カラズ、必ズ重役ト協議ノ上、之ヲ為スベシ

一 商務役補ハ重役及商務役ノ指図ニ応ジ売買其他小役ノ事務ヲ為スベシ

一 販売上割歩引又ハ新顧客ニ対シ貸売ヲ為サントスルトキハ、支配役或ハ重役ト協議ノ上、為スモノトス決スベキモノトス

一 書記役ハ大会議ニ定ムル役務ヲ為シ、又支配役ノ意見ニヨリ外役ヲ兼務スベシ

一 小役ハ総テ上役ノ指図ニ從ヒ其務ヲ為シ、且常ニ商務見習ノ心ヲ持ツベシ

第三章 會議

一 會議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ

一 會議ハ主人何時ニテモ出席シ得ル為メ、其席ヲ設ケ置クベシ

一 會議ノ議員ハ商務員以上ヲ以テ定議員トナス

但シ、書記役及ヒ商務役補ノ内ヨリ議員ニ加フルトキハ、主人及ヒ重役合議ノ上、之ヲ指名スベシ

一 議員姓名ハ年々會議録ニ記載スベシ

一 大会々長ハ主人ヲ以テス、主人事故アルトキハ支配役ヲ以テ之ニ代ラシム

一 小会々長ハ支配役ヲ以テス、支配役事故アルトキハ重役ノ内ヲ以テ之ニ代ル

但、主人在店中ハ會議ヲ開クコトヲ、当日又ハ前日ニ知ラシムベシ

一 大会議ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス

一 小會議ハ毎月初三日内ヲ定日トス

一 臨時会ハ支配役及ヒ重役ニ於テ便誼開会スルモノトス

但シ、主人ノ命アルトキハ何時ニテモ開会スルモノトス

一 議員ニシテ臨時会ノ必用ヲ感ズルトキハ、重役ニ申出ベシ

一 大会ハ商業ノ方針ヲ図リ改良ノ必要アルトキハ之ヲ躊躇セズ断行シ、諸般ノ取締方正嚴重ニスルコトヲ議スルヲ以テ目的トス

一 小会ハ当月ノ商況及ヒ売上ケ見込ヲ予定シ、買入方ノ進退又ハ出張帰店期日ヲ協議シ、之ヲ当務者ニ報告シ、兼ネテ売方得意ノ良否、持品ノ数量、売直段ノ当否ヲ議スルヲ以テ目的トス

一 店員事務役割ハ大会議ニ於テ定ムルモノトス

一 前条ノ事務割ヲ承諾シ難キ事故アルモノハ、其理由ヲ重役ニ申し出デ、重役ハ合議ヲ以テ之ヲ変換スルコトアルベシ

一 大会議ニ定ムル所ノ事務役割ノ内ニ補欠、又ハ変更ヲ要スルトキハ、小會議ニテ定ムルモノトス

一 小會議ニ在テハ店中心得置ベキ事柄ハ、會議終テ店中ヲ会シ、亦ハ誰々ニ対シ指名シ、之ヲ重役ヨリ知ラシムベシ

一 大会・小会共書記ヲシテ會議録ニ記載セシムルモノトス

第四章 會計

其一 店卸勘定

一 店卸勘定ハ毎年十二月三十一日ヲ以テ定期トス

一 仮店卸勘定ハ七月二十一日ヨリ三十一日マデノ間ヲ定期トス

一 店卸勘定ハ從來仕来リノ如クニシテ、現在貸借有品現金及有品貸金ニ対スル準備金等ヲ付立差引為シ、当期ノ純損益ヲ頭ハシ、而シテ純益割合ヲ為スモノトス

一 考課狀則チ(損益精算勘定)ハ、買入高・売上高ヲ対照シ、其損益ヲ見、而シテ本家利子勘定、各利子勘定、貸滞金収入勘定、雑勘定、雜費勘定、貸金並ニ持品ニ対スル準備金等ヲ差引、純損益ヲ頭ハスモノトス

一 但シ、此考課狀ト店卸勘定ト若対照セザルコトアルトキハ、猶再三審査ヲ要スルモノトス

其二 資本金及利子法

一 今回、資本金ヲ増額シ、利子法ヲ改正シ左之範圍内ニ於テ主人之ヲ改定ムルモノトス
一 一ケ年 四朱以上六朱以下

其三 純益割合法

一 純益高十分ノ五ヲ本家ニ納メ、十分ノ三ヲ本店積立金トナシ、十分ノ二ヲ店員配当トナ
ス
ス
前条本家納メノ金額ハ更ニ店員債ナルヲ以テ、二ヶ月以内ニ更ニ本家指引帳ニ記入シ、
必ズ二ヶ月以内ニ返納スベキ者モノトス

一 店積立金ハ無利子ニテ本店ニ積立置モノトス

但シ、店卸勘定ニ於テ損失ヲ生スルトキハ、積立金ノ内ヨリ更ニ補還スルモノトス

一 店員配当ハ本章其四ニ定ムル者トス

其四 店員勘定

一 本章其三店員配当高ノ内、三分ノ二以上ヲ毎年配当シ、残額三分ノ一以下ヲ功勞積立金
トナシ、本家ニ積置モノトス

一 店員配当金ハ別家格出情世店員各位置ニ応シ、主人之ヲ識別シ配当スベキ為スモノトス
一 前条配当金ノ内、別家格ノモノニ対シテハ其都度証書ヲ与ヘ、其金額二年五朱ノ利子ヲ
付スヘシ、出情世店員ニ対シテハ証書ヲ与ヘズ、且利子ヲ附セス、誰唯店員勘定帳ニ記
し置ノミ

一 功勞積立金ハ別家格ノ者ニハ毎年本家ニ於テ割当ヲ為シ置、之ヲ三ケ年毎ニ其合計金額
ノ証書ヲ与ヘ前同様ノ利子ヲ付スモノトス、出精店員ハ別家格ト為スノ際勤務中ノ難
易ニ功勞ノ多少ニ応シ其金額ノ証書ヲ与フルモノトス

但シ、証書ヲ与ヘタル金額ニ対シテハ凡テ前同様ノ条ノ利子ヲ付スベシ

一 別家格ノモノハ一ケ年百円以上貳百円以下ノ手当金ヲ与フヘシ

一 別家・別家格ノ衣類及ヒ交際費ハ各自弁トス

一 出世店員ニハ給料ヲ附セズ、必要失費ノ補助金トシテ一ケ年三拾円以下ヲ給ス

一 出世店員ノ衣類ハ店費ヲ以テ之ヲ支給ス、但シ身分相応ノ制限アルベシ

但シ、都合ニヨリ金額ヲ給シ各自弁セシムルコトアルベシ

一 出世店員ハ正当ノ理由ニ依リ借入金ヲ要スルコトアルトキハ、之ヲ本家ニ申出ツルコト
ヲ得

一 出世店員ニシテ前項ノ借入金ヲ為シ置クトキハ、別家格トナルノ際、一応勘定ヲ為スベ
シ

一 有給庸人ハ年給トス

一 手当金・補助金・年給金ハ、毎年末差引帳ニテ勘定スルモノトス

一 年給ハ高給ヲ附セスト雖トモ、勤務ニ応ジテ配当金ヲ分配ス、此配当金ハ成ル可ク積立
置ヲ可トス

一 有給員ノ衣類及ヒ交際費ハ各自弁トス

一 店員若シ不正不忠ノ行為アルトキハ、店員配当積立金・預り金ノ渡シ方ニ影響スルコト
アルベシ、又事柄ニ依リテハ此積立金・預り金ヲ没収シ、尚ホ損害ヲ生ジタルトキハ更
ニ要求スルコトアルベシ

第五章 禁止

一 主人若クハ支配役ノ承諾ヲ經ズシテ宿泊ヲ要スベキ他行ヲ為スコトヲ禁ス
一 店員各己ノ名義ヲ以テ売買及ヒ金錢ノ取引ヲ為スコトヲ禁ズ
但シ、都合ニヨリテハ店員ノ自宅ニテモ売買ヲ為スコトアルモ亦同ジ
一 店員ニ宛タル店用外ノ来信ハ、他人之ヲ開封スルコトヲ禁ズ
但、事故アリテ披見スルモノト認ムルトキハ、支配役ニ限り之ヲ開封スルコトヲ得ル
モ、其文意ヲ他ニ洩スコトヲ得ズ

補則 其一

式日、及保養、席順

一 休日

一月三ケ日 神武祭

天長節 氏神祭

一 祝日

年始祝 戎講

一 店員保養

角力一度 納涼一度

一 祝宴ノ席順ハ概ネ役目ノ順序ニ依ルモノトス

但シ、他出ノ際ハ年長ヲ重ンジ、少年者ハ謙退ノ美風ヲ存スベシ

其二 店員帰宅心得

一 店員帰宅ヲ為サントスルトキハ、主人又ハ支配役ニ申出、其承諾ヲ經ベシ

但シ、主人ノ承諾ヲ得ルト雖モ尚店都合如何ヲ支配人ニ伺ヒ出ツベシ

一 店員帰宅ヲ申出ルモ支配役ニ於テ店都合又ハ其事故ノ輕重ニ依リ、之ヲ拒ムコトヲ得

一 支配役ニ於テ店員ノ帰宅ヲ許諾シタルトキハ、速ニ之ヲ本家通知ス可シ

但、支配役ノ帰宅ヲ為サントスルトキハ、尤モ前以テ本家ニ通知シ置クモノトス

一 東国仕入係、其他出張員往復ノ際、便宜ニ依リ自宅ニ立寄り一泊ヲ為スコトアルトキハ、

直ニ当人ヨリ信書ヲ以テ本家ニ通知スベシ

但シ、本家へ出頭ヲ為スモノハ此限りニ在ラス

一 前条自宅ニ立寄り為スモノハ、出立ノ際又ハ帰店ノ際、之ヲ支配役ニ届出ベシ

其三 文通心得

一 取引先へノ文通ニ店員ノ署名ヲナストキハ、姓ヲ省キ名ノミヲ記ス可シ

一 店員相互ト雖モ商用文通ニハ共ニ姓ヲ省キ名ノミヲ用フベシ

但、商用外ハ姓名ヲ記ス可キモノトス

一 店員ヨリ主人ニ通信スルトキハ、単ニ主人ト記シ、店員ハ我姓名ヲ記スヲ可トス

其四 仕入役心得

一 仕入ハ産地ノ直取引ヲ旨トシ、出張員ハ成ルベク製造人ヨリ買入ルヲ可トス、例へハ

武甲係リニシテ甲斐都留郡ノ産物ヲ八王子ニ於テ買入為スガ如キヲ得ズ、其他各地ノ仕

入役モ此意ニ依ルモノトス

其五 店法則増補、及注意

一 此店法則ヲ将来増補修正スルコトアルトキハ、必ズ此帖ノ余白ニ記載シ、若シ余白無キ

トキハ他紙ヲ綴リ加へ、其綴目ニ主人及ヒ支配役ノ認印ヲ捺シ置ベシ

(其六) 秘密心得

一此店法則ハ秘密ヲ要スルモノナレバ、店員外ノ者ニ披見ヲ許サズ、又他人ヲシテ之ヲ知ラシメザル様注意スベシ、店員ト雖モ之ヲ謄写セントストキハ、必ズ主人ニ承諾ヲ經ベシ

主家ハ勿論、各店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ、決シテ他言致スベカラス

其七 店員承諾之証

一店員ハ此店法則ヲ承諾シ遵守為スノ証ヲ連署シ、之ヲ主人ニ納メ置クモノトス

明治二十六年一月十二日

主人 伊藤忠兵衛
支配役 田附源兵衛
支配次役 田中良三
一等商務役 清水与吉

.....

【伊藤本店店法則清書】

店法則趣意

抑この店法則は這たび事新らしく創定したるものならず、從來業務上実地に行ひ来りたる事柄を列記したるまでにして、畢竟業務の根柢を確定し、以て他日の遺志に備えんとの本意に過ぎざるなり、我も追々年老に及び従ふて店務を欠くこともあり、且は店員も次第に増加を來たし、自然其間には種々の弊を生じ、遂には店員の権利義務をも紊るに至らんかの杞憂を抱き、かた／＼この法則を發表するに至りたるものなれば、支配役を始め店員一同之を熟知して其意の在る所を諒知ありたし、凡商業者の貴む所は機敏に在り、然れども多数の店員相提携して業務を採る本業の如きは、殊更和合の大切なることを忘るべからず、諺にも合して立ち離れて倒るといふことあり、よく／＼味ふべき言なり、蓋し和合とは主従心を一にして二心なく、誠意を以て相互の利益を計り、同輩協力して業務に精勤し、親睦を旨として偕に善を勧め、悪を責むる事をいふなり、我は業務上従来店員に重きを措けば、其望む所も亦従ふて切なり、依つて今、其一、二を述へむ

一四恩を思ひ、以て立身出世の志を励ますべし
一主家**に對し**常に忠実の心を忘るべからず、忠実の心とは公正にして私曲なきを云ふなり

一礼儀を重んじて殊に主従の礼節を明かにし、店員同輩に在ては長上を敬ひ、下弟を愛し、最も顧客に対してハ尊敬を厚ふし、己を卑ふすることを勉むべし
一質素の心掛け篤きものは、**必ず**勤勉の心篤きものなり、若し奢侈(マダマ)に流るゝときハ、不知／＼怠惰となり、輕薄に陥り、遂に卑劣の心を生ずるに至る、依て修業中ハ勉めて浮華を誡め、常に勤儉の徳を養成すべし

一品行を慎まざれば酒色の為めに身を誤ること多し、深く恐るべき事なり、此件に就きてハ特に嚴重に之を誠め置なり、且顧客と同行して青楼に趣くなどのことは、開店の始より最も厭忌したる箇条なれば、深く其意を諒知あるべし

明治二十六年一月十二日

主人 識

店法則

第壹章 主人、本家

- 一 主人ハ本店及び各店ヲ監督ス
- 一 主人ハ店法則ヲ定メ、又ハ其訂正ヲ為ス
- 一 主人店法則ノ訂正ヲ為ストキハ、支配人以下三名若シクハ五名ノ協贊ヲ以テス
- 一 主人ハ時勢ノ変遷ト商況ノ度合ヲ斟酌シ適宜資本額ノ増減ヲ成スモノトス
- 一 主人ハ店諸帳簿ヲ検閲シ、又ハ検印ヲ捺スコトアルベシ
- 一 主人ハ時々臨時相談会ノ開会ヲ命ズルコトアルベシ
- 一 主人ハ店役ノ内支配役・支配次役及ヒ一等商務役ヲ指定ス
- 一 主人ハ武州・上州ノ常務仕入役ヲ指名ス
- 但シ、臨時出張ハ支配役及ヒ支配次役・**一等商務役**合議ノ上定ムルモノトス
- 一 本家ハ店員ノ傭入ヲ為シ、之ヲ本店各店ニ勤務ナサシメ、及ヒ解傭ノ終局ヲ為ス
- 一 本家ハ別家ノ事ニ關係ス
- 一 本家保護役、又ハ本家會計役ヲ置クハ本家内則ニ定メ有ルモノトス

第二章 店役名目、及役務

- 一 店役ノ名目ヲ支配役・支配次役・一等商務役・二等商務役・三等商務役・書記役・商務役補・一等小役・二等小役・三等小役トナス
- 一 前条ノ役名目ノ外ニ顧問役ヲ置クコトアルベシ
- 一 支配役・支配次役及ヒ老等商務役ヲ重役トス
- 一 顧問役ハ**高尚**ノ役務ニシテ特ニ本家内則ニ定ムルモノトス
- 一 重役ハ諸事取締ノ責任ヲ有ス
- 一 支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ店務ヲ総理ス
- 一 支配役ハ本家係リノ會計ニ従事ス
- 一 本家會計トハ本店ニ於テ本家ノ事務ヲ取扱フモノナリ
- 一 支配役ハ店員ノ品行上其所分^(マカ)ヲ要スル場合ニ於テハ、之ヲ本家ニ通告シテ其処分ヲ伺ヒ出デ、又ハ事宜ニ由リテハ直ニ其実家又ハ本家ニ送り帰サシムルノ処分ヲナスベシ
- 一 支配役ハ店員中病患者等出来ノ際ハ、特ニ懇切注意ヲ加ヘ、猶軽重ニ依リ本家ニ通知スベキモノトス
- 一 支配役ハ新帳簿ヲ製スルコトヲ引受け、及新帳簿ノ口取ヲ指揮ス
- 一 支配役ハ重要ナル記事ヲ担任シ、又毎年度ノ統計主任トナリ適任者ヲシテ之ヲ編成セシムベシ
- 一 支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月二十日迄ハ、重要ノ店用処理スル為メ特ニ在店ヲ要ス

已ヲ得ザル事情アル時ハ此限ニアラズ

一 支配役及ヒ支配次役ハ不在店中ノ諸来状ヲ皆閱スベシ

- 一 支配次役ハ常ニ支配役ヲ補佐シ、支配役事故アルトキハ之ニ代リ、支配役在務ノトキハ商務役ノ運動ヲナスベシ
 - 一 商務役ハ売買ヲ専務トシ、重要ノ事ヲ専断ス可カラズ、必ズ重役ト協議ノ上、之ヲ為スベシ
 - 一 商務役補ハ重役及ヒ商務役ノ指図ニ応シ売買其他小役ノ事務ヲ為スベシ
 - 一 販売上割歩引又ハ新顧客ニ対シ貸売ヲ為サントスルトキハ、重役ト協議ノ上、決スベキモノトス
 - 一 書記役ハ大会議ニ定ムル役務ヲ為シ、又ハ**主人**・支配役ノ意見ニヨリ外役ヲ兼務スベシ
 - 一 小役ハ総テ上役ノ指図ニ従ヒ其務ヲ為シ、且常ニ商務見習ノ心ヲ持ベシ
- 第三章 会議
- 一 会議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ
 - 一 会議ハ主人何時ニテモ出席シ得ル為メ、其席ヲ設ケ置ベシ
 - 一 会議ノ議員ハ商務役員以上ヲ以テ議員トナス
- 但、書記役及商務役補ノ内ヨリ議員ニ加フルトキハ、主人及重役合議ノ上、之ヲ指名スベシ
- 一 議員姓名ハ年々會議ニ記載スベシ
 - 一 大会々長ハ主人ヲ以テス、主人事故アルトキハ支配役ヲ以テ之ニ代ラシム
 - 一 小会々長ハ支配役ヲ以テス、支配役事故アルトキハ重役ノ内ヲ以テ之ニ代ラシム
- 但、主人ノ在店中ハ會議ヲ開クコトヲ、当日又ハ前日ニ知ラシムベシ
- 一 大会議ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス
 - 一 小會議ハ毎月初メ三日内ヲ定日トス
 - 一 臨時会ハ支配役及ヒ重役ニ於テ便宜開会スルモノトス
- 但シ、主人ノ命アル時ハ何時ニテモ開会スルモノトス
- 一 議員ニシテ臨時会ノ必用ヲ感スルトキハ、重役ニ申出ベシ
 - 一 大会ハ商業ノ方針ヲ図リ改良ノ必用アル**時**ハ之ヲ断行シ、諸般ノ取締嚴重ニスルコトヲ議スルヲ以テ目的トス
 - 一 小会ハ当月ノ商況及売上見込ヲ予定シ、買入方ノ進退又ハ出張帰店ノ期日ヲ協議シ、之ヲ当務者ニ報告シ、兼テ売方得意ノ良否、持品ノ数量、売直段ノ当否ヲ議スルヲ以テ目的トス
 - 一 店員事務役割ハ大会議ニ於テ定ムルモノトス
- 一 大会議ノ終ニ在テ店中ヲ會シ事務割ヲ報告スベシ**
- 一 前条ノ事務割ヲ承諾シ難キ事故アルモノハ、其理由ヲ重役ニ申し出デ、重役ハ合議ヲ以テ之ヲ変換スルコトアルベシ
 - 一 大会議ニ定ムル所ノ事務役割ノ内ニ補欠、又ハ変更ヲ要スルトキハ、小會議ニ於テ定ムルモノトス
 - 一 小會議ニ在リテハ店中心得置ベキ事柄ハ、會議終テ店中ヲ會シ、又ハ指名シ、之ヲ重役ヨリ知ラシムベシ
 - 一 大会・小会共書記ヲシテ會議録ニ記載セシムルモノトス

第四章 會計

其一 店卸勘定

- 一 店卸勘定ハ毎年十二月三十一日ヲ以テ定期トス
- 一 仮店卸勘定ハ七月二十一日ヨリ三十一日マデノ間ヲ定期トス
- 一 店卸勘定ハ從來仕来リノ如クニシテ、現在貸借有品現金及ヒ有品貸金ニ対スル準備金等ヲ付立指引ナシ、当期ノ純損益ヲ頭ハシ、而シテ純益割合ヲ為スモノトス
- 一 考課狀則チ(損益精算勘定)ハ、買入高・売上高ヲ対照シ、其損益ヲ見、而シテ本家利子勘定、各利子勘定、貸滞金収入勘定、雑勘定、雜費勘定、貸金並ニ持品ニ対スル準備金等ヲ差引、純損益ヲ頭ハスモノトス
- 但、此考課狀ト店卸勘定ト若シ対照セザルコトアルトキハ、猶再三審査ヲ要スルモノトス
- 其二 資本金、及利子法
 - 一 今回、資本金ヲ増額シ、利子法ヲ改正シ左ノ範圍内ニ於テ主人之ヲ定ムルモノトス
 - 一ケ年四朱以上六朱以下
- 其三 純益割合法
 - 一 純益高十分ノ五ヲ本家ニ納メ、十分ノ三ヲ本店積立金トシ、十分ノ二ヲ店員配当トナス
 - 一 前条本家納メノ金額ハ店員債ナルヲ以テ、更ニ本家指引帳ニ記入シ、必ズ二ヶ月以内ニ返納スベキモノトス
 - 一 店積立金ハ無利子ニテ本店ニ積立置モノトス
 - 但、店卸勘定ニ於テ損失ヲ生ズルトキハ、積立金ノ内ヨリ更ニ補還スルモノトス
 - 一 店員配当ハ本章其四ニ定ムルモノトス
- 其四 店員勘定
 - 一 本章其三店員配当高ノ内、三分ノ二以上ヲ毎年配当シ、残額三分ノ一以下ヲ功勞積立金トナシ、本家ニ積置モノトス
 - 一 店員配当金ハ別家格出世店員各位置ニ応シ、主人之ヲ識別シ配当為スモノトス
 - 一 前条配当金ノ内、別家格ノモノニ対シテハ其都度証書ヲ与ヘ、其金額二年五朱ノ利子ヲ付スベシ、出世店員ニ対シテハ証書ヲ与ヘズ、且利子ヲ附セズ、唯店員勘定帳ニ記シ置ノミ
 - 一 功勞積立金ハ別家格ノ者ニハ毎年本家ニ於テ割当ヲ為シ、之ヲ三ケ年毎ニ其合計金額ノ証書ヲ与ヘ、出世店員ハ別家格ト為スノ際、勤務中ノ難易ニ応シ其金額ノ証書ヲ与フルモノトス
 - 但シ、証書ヲ与ヘタル金額ニ対シテハ凡テ前条ノ利子ヲ付スベシ
 - 一 別家格ノモノハ一ケ年百円以上式百円以下ノ手当金ヲ与フベシ
 - 一 別家格ノ衣類及ヒ交際費ハ各自弁トス
 - 一 出世店員ニハ給料ヲ附セズ、必用失費ノ補助金トシテ一ケ年參拾円以下ヲ給ス
 - 一 出世店員ノ衣類ハ店費ヲ以テ之ヲ支給ス、但身分相応ノ制限アルベシ
 - 但、都合ニ仍リ金額ヲ給シ各自弁セシムルコトアルベシ
 - 一 出世店員ハ正当ノ理由ニ因リ借用金ヲ要スルコトアルトキハ、之ヲ本家ニ申出ツルコトヲ得
 - 一 出世店員ニシテ前項ノ借用金ヲ為シ置クトキハ、別家格トナルノ際、一応勘定ヲ為スベシ
 - 一 有給庸人ハ年給トス

一手当金・補助金・年給金ハ、毎年末差引帳ニテ勘定スルモノトス
一年給ハ高給ヲ付セズト雖、勤務ニ応シテ配当金ヲ分配ス、此配当金ハ成べく積立置ヲ可トス

一有給員ノ衣類及交際費ハ各自弁トス
一店員若シ不正不忠ノ行為アルトキハ、**配当積立金・預り金ノ渡シ方ニ影響スルコトアル**ベシ、又事柄ニ依リテハ此積立金・預り金ヲ没収シ、尚ホ損害ヲ生シタルトキハ更ニ要求スルコトアルベシ

第五章 禁止

一主人若シクハ支配役ノ承諾ヲ經スシテ宿泊ヲ要スベキ他行ヲ為スコトヲ禁ス
一店員各己ノ名義ヲ以テ売買**及**金銭ノ取引ヲ為スコトヲ禁ズ
但、都合ニヨリテハ店員ノ自宅ニテモ売買ヲ為スコトアルモ亦同シ
一店員ニ宛タル店用外来信ハ、他人之ヲ開封スルコトヲ禁ス
但、事故アリテ披見スルモノト認ムルトキハ、支配役ニ限り之ヲ開封スルコトヲ得ルモ、其文意ヲ他ニ洩スコトヲ得ス

補則 其一

式日、及保養、席順

一休日

一月三ケ日 神武祭

天長節 氏神祭

一祝日

年始祝 戎講

一店員保養

角力一度 納涼一度

一祝宴ノ席順ハ概ネ役目ノ順序ニ依ルモノトス

但、他出ノ際ハ年長ヲ重シ、少年者ハ謙退ノ美風ヲ存スベシ

其二 店員帰宅心得

一店員帰宅ヲ為サントスルトキハ、主人又ハ支配役ニ申出テ、其承諾ヲ經ベシ

但、主人ノ承諾ヲ得ルト雖モ尚ホ店都合如何ヲ支配人ニ伺ヒ出ベシ

一店員帰宅ヲ申出ルモ支配役ニ於テ店都合又ハ其事故ノ輕重ニ依リ、之ヲ**許拒スル**コトヲ得

一支配役ニ於テ店員ノ帰宅ヲ許諾シタルトキハ、速ニ之ヲ本家ニ通知スベシ

但、支配役ノ帰宅ヲ為サントスルトキハ、尤モ前以テ本家ニ通知シ置モノトス

一東国仕入係、其他出張員往復ノ際、便宜ニ依リ自宅ニ立寄り一泊ヲ為スコトアルトキハ、直チニ本人ヨリ信書ヲ以テ本家ニ通知スベシ

但、本家へ出頭ヲ為スモノハ此限りニ**非**ズ

一前条自宅ニ立寄りヲ為スモノハ、出立ノ際又ハ帰店ノ際、之ヲ支配役ニ届出ベシ

其三 文通心得

一取引先へノ文通ニ店員ノ署名ヲナストキハ、姓ヲ省キ名ノミヲ記スベシ

一店員相互ト雖モ商用文通ニハ共ニ姓ヲ省キ名ノミヲ用フベシ

但、商用外ハ姓名ヲ記ス可キモノトス

一 店員ヨリ主人ニ通信スルトキハ、単ニ主人ト記シ、店員ハ我姓名ヲ記スヲ可トス

其四 仕入役心得

一 仕入ハ産地ノ直取引ヲ旨トシ、出張員ハ成ルベク製造人ヨリ買入ルヲ可トス、例ヘハ武甲係リニシテ甲斐都留郡ノ産物ヲ八王子ニ於テ買入為スカ如キヲ**コト**ヲ得ズ、其他各地ノ仕入役モ此意ニ依ルモノトス

其五 店法則増補

一 此店則ヲ将来増補修正スルコトアルトキハ、必ズ此帖ノ余白ニ記載シ、若シ余白**ナキ**トキハ他紙ヲ綴リ加へ、**之方**綴目ニ主人及ヒ支配役ノ認印ヲ捺シ置ベシ

其六 秘密

一 此店法則ハ秘密ヲ要スルモノナレハ、店員外ノ者ニ披見ヲ許サズ、又他人ヲシテ之ヲ知ラシメザル様注意スベシ、店員ト雖之ヲ謄写セントスルトキハ、必ズ主人ノ承諾ヲ經ベシ

一 主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ、決シテ他言スベカラズ

其七 店員承諾ノ証

一 店員ハ此店法則ヲ承諾シ遵守為スノ証ヲ連署シ、之ヲ主人ニ納メ置モノトス

明治二十六年一月十二日

- 主人 伊藤忠兵衛
- 支配役 田附源兵衛
- 同次役 田中良三
- 一等商務役 清水与吉

.....

主人口述

一 茲ニ店法則發行式挙行畢リ誠ニ目出度コトデアル、只今朗誦サセシ章項ヲ承知アリシコトト信ズ、依テ各員ニ於テハ此法則ヲ重シ永ク履行セラレンコトヲ希望スル処デアル、然ルニ西店京ニ於テハ店員ノ少数ニ仍リ法則通り現行為ス能ハザル点モ往々アレトモ、全体ノ旨意ニ於テハ異ル事ハナシ、仍テ各員注意マテニ一言諫^{マテ}ベ置ク者ナリ

補則追加

其八 記事

一 店法則第二章第十一項ニ依リ録事簿ヲ調製シ、左ノ諸件ヲ記載スル者トス

- 一 公事ニ関スル事
- 一 臨時規定ノ件
- 一 不動産ニ係ル件
- 一 諸印判謄写
- 一 店員旅行往復ノコト

一諸般参考ノ事件

明治二十八年一月十日

第六章 店積立金

一店卸勘定純益ノ内、店積立金ハ資本金ノ二分ノ一ニ止ムルモノトス

明治廿九年一月

主人及重役合議

第七章 (明治三十九年七月追加)

一理事以上ヲ重役トス

一理事長・理事副長・仕入部長・販売部長・輸出部長・監督部長ヲ以テ幹部ト為ス

一理事ハ理事長・理事副長不在又ハ事故欠席ノトキハ、之ニ代ルモノトス

一理事ハ理事長ヲ補佐シ商務全般ノ運動ヲ為シ、常ニ營業上ノ利害ヲ理事長ニ熟議スベシ

明治三十一年一月、店法則ヲ追加シ衣類法ヲ設ク

第八章 衣類法

一出世店員ノ内、會議員タル者ハ衣類料ヲ支給ス

一衣類簿ヲ調製シ、各一冊ヲ相渡シ置クモノトス

一衣類簿ハ各自明細ニ(衣類及雜品共)記載スルモノトス

一支配人ハ衣類簿ヲ時々檢閲シ、事誼ニ抛リテハ衣類ヲ檢査スル事アルベシ

一衣類調整ノ際、支配人又ハ衣類取締役ノ許諾ヲ受クベシ

但シ、店商品ハ尋常売直段ヲ以テ記帳スベシ

一總テ衣類ハ支配人ノ許諾ヲ經ズシテ他ニ転ズル事ヲ得ズ

一衣類料ハ定額ヲ設ケ、役目又ハ年齢ニ抛リテ区分ス

但シ、定額ハ物価ノ高低又ハ時勢ノ變遷ニ仍リ變更ス、定額ハ予メ録事簿ニ記載ス

一派出員ハ出張先ニ於テ調製シタル衣類ハ、旅費金ヲ以テ立替へ置キ、帰店ノ際衣類簿ニ

記載シ、支配人ノ認ヲ請ヒ店員勘定帳ニ振替スベシ

但シ、仕着ノ者ハ店經費帳ニ振替ス

一有給者ハ従来ノ法ヲ繼續ス

但シ、衣類簿一冊ヲ相渡シ、以テ手扣ヘトナスベシ

店法訂正及追加 (明治三十四年一月)

店法第四章第四項店員勘定ノ内、左之通り訂正及追加ス

一別家格ノ者ニ対シテハ預証書ヲ与へ、其金額二年五朱以上ノ利子ヲ付ス

一別家格ノ者ハ主人ノ差図ニ依リ公債証書又ハ株券ヲ所有スルコトヲ得

一出世店員ニ対シテハ証書ヲ与へズ、且利子ヲ付セズ、店員勘定帳ニ記シ置クノミ

一有給店員ハ配当預金ニ対シ相当ノ利子ヲ付シ、且ツ該金入用ノ時ハ主人ニ申出ベシ

- 一 別家格ノ者ニハ老簡年百円以上五百円以下ノ手当金ヲ給ス
- 一 出世店員ニハ失費補助金トシテ老簡年拾円以上六拾円以下ヲ給ス

明治三十九年七月改正追加

店法則第一章ノ内、左記ノ部分ヲ改正ス

- 一 主人ハ店役ノ内、理事長・理事副長及理事ヲ指定ス
- 但、新ニ理事ヲ指命スル前、重役会ニ諮問スルコトアルベシ
- 一 主人ハ理事中ヨリ仕入部長・販売部長・輸出部長・監理部長ヲ指命ス
- 一 主人ハ前二項ノ指命ヲ為ス場合、時宜ニヨリテハ理事ニ互選ヲ命シ、之ヲ定ムルコトアルベシ

但、副部长ヲ設クルノ必要アルトキハ、一等商務役以上ノ互選ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

同第二章ノ内、店役名目ヲ改正追加ス

- 一 支配役ヲ理事長、支配次役ヲ理事副長ト改称シ、新ニ左ノ役目ヲ増補ス
- 理事
 - 一等商務役
 - 二等商務役
 - 三等商務役
 - 四等商務役
- 五等商務役
 - 商務役補
 - 一等書記
 - 二等書記
 - 三等書記
- 一等小役
 - 二等小役
 - 三等小役
 - 四等小役
 - 五等小役
- 以上
 - 雑役

.....

解題

素案・二次案が記されている史料は、縦二六・二cm、横一九・〇cmの四つ目袋綴の冊子である。「高橋製」と印刷された和罫紙が用いられている。一丁表・裏ごとに縦二〇・〇cm、横一五・二cmの枠内に八行取りで罫線が印刷されている。冊子は表紙充当分も含めて二二丁の紙数である。素案は墨筆であるが、これらの条文に直接鉛筆・墨筆・朱筆で加筆・抹消の文字が記され、また付紙、貼紙によっても同様の作業が行われている。書体から推測すると、少なくとも四名の手は入っている。主要には朱筆で書いた人物の指示が活かされて二次案とされたと思われる。

清書は、縦一七・四cm、横二四・七cmの布張り表紙付の洋冊子である。本来の一冊は丁の折り目が下の横半帳で紙数二〇丁の体裁であるが、一冊目の裏表紙と二冊目の表紙を切り取り、合綴して四〇丁一冊の冊子としている。「大八木」製のものである。ここでは一丁表・裏ごとに縦一三・五cm、横一九・五cmの枠内に七行取りで罫線が印刷されている。清書部分は一人的手による墨書であるが、二六丁目に「主人口述」が記され、その後の店法則改正に伴う加筆では別人が墨書して三四丁まで書き継がれている。この書き継ぎは、清書の「補則 其五 店法則増補」の規定に従って記されたと判断して良いだろう。